

運転中の携帯使用を禁止

自転車

改正法 交通警察運営について通達 施行へ

警察庁は、9月4日付で全国の警察に「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営」について通達した。道交法が一部改正され、11月1日から自転車の運転中の携帯電話使用等の禁止▽自転車の酒気帯び運転をした者に対する罰則▽ペダル付き原動機付自転車をペダル等を用いて走行させることが、原動機付自転車等の運転に該当することの明確化―の規定が整備されることにより、留意事項を指示している。

【道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について】

令和6年5月24日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」といふ。）附則第1項第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第271号）により、本年11月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第37号）が本日公布され、改正法の一部と同様、本年11月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定

は、自転車の交通事故防止のための規定の整備、運転の定義に関する規定の整備に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期された。

〈別紙〉

〔凡例〕
「改正法」＝道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）
「旧法」＝改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「法」＝改正法による改正後の道路交通法
「改正令」＝道路交

通法施行令（令和6年政令第270号）
「令」＝改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

第1、趣旨

1、自転車の交通事故防止のための規定の整備
(1) 自転車の運転中における携帯電話使用等に関する規定の整備
旧法においては、自転車を運転する場合について、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る）を通信のために使用する（こと）及び画像表示用装置に表示された画像を注視すること（以下「携帯電話使用等」といふ。）を禁止する規定が設けられていたが、一方、全ての都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といふ。）が都道府県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」といふ。）において、法第71条第6号の委任を受けた公安委員会が定める

る運転者の遵守事項として、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する規定を設けているところである。しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車の運転中における携帯電話使用等に起因する交通事故を抑制する必要があると高まっていること、また、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する上で地域特性を考慮すべき理由がなくなっていることから、法において、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する（こと）とした。また、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する上で地域特性を考慮すべき理由がなくなっていることから、法において、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する（こと）とした。また、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する（こと）とした。また、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する（こと）とした。

第2、内容

1、自転車の交通事故防止のための規定の整備
(1) 改正法
ア、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止すること（法第71条（これを創設した者に対する罰則を創設することとした）（法第117条の2の2及び第117条の3の2））
イ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）
エ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）

力により走行させる行為が、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確化する（こと）とした。
第2、内容
1、自転車の交通事故防止のための規定の整備
(1) 改正法
ア、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止すること（法第71条（これを創設した者に対する罰則を創設することとした）（法第117条の2の2及び第117条の3の2））
イ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）
エ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）

第3、留意事項

1、公安委員会規則の改正
自転車の運転中における携帯電話使用等については、全ての公安委員会規則において禁止されていること、改正法の施行により、自転車の運転中における携帯電話使用等が法で禁止されることとなることから、同行の禁止に係る規定が設けられている公安委員会規則について、必要に応じて廃止に向けた働き掛けを行うなどの調整をすること。
2、自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容の広報啓発
自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容に関し、自転車利用者への声かけ等による周知のみならず、酒類を提供する事業所や店舗、携帯電話事業会社等関係機関・団体等と連携した広報啓発に努めること。
3、ペダル付き原動機付自転車に係る交通事故・違反の防止対策の推進
いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる行為は、本来の用い方であり、法上、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確にする（こと）とした（法第2条（2）面（二））

る旅客自動車運送事業の用に供する自動車当該業務に従事するものその他政令で定める自動車を除く）と同乗する行為といった飲酒運転を助長する行為について、も、自動車等の酒気帯び運転であった場合と異なり、当該飲酒運転が自転車の酒気帯び運転であった場合は、不可罰とされている。しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）
エ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）

第3、留意事項

1、公安委員会規則の改正
自転車の運転中における携帯電話使用等については、全ての公安委員会規則において禁止されていること、改正法の施行により、自転車の運転中における携帯電話使用等が法で禁止されることとなることから、同行の禁止に係る規定が設けられている公安委員会規則について、必要に応じて廃止に向けた働き掛けを行うなどの調整をすること。
2、自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容の広報啓発
自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容に関し、自転車利用者への声かけ等による周知のみならず、酒類を提供する事業所や店舗、携帯電話事業会社等関係機関・団体等と連携した広報啓発に努めること。
3、ペダル付き原動機付自転車に係る交通事故・違反の防止対策の推進
いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる行為は、本来の用い方であり、法上、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確にする（こと）とした（法第2条（2）面（二））

る旅客自動車運送事業の用に供する自動車当該業務に従事するものその他政令で定める自動車を除く）と同乗する行為といった飲酒運転を助長する行為について、も、自動車等の酒気帯び運転であった場合と異なり、当該飲酒運転が自転車の酒気帯び運転であった場合は、不可罰とされている。しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）
エ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）

第3、留意事項

1、公安委員会規則の改正
自転車の運転中における携帯電話使用等については、全ての公安委員会規則において禁止されていること、改正法の施行により、自転車の運転中における携帯電話使用等が法で禁止されることとなることから、同行の禁止に係る規定が設けられている公安委員会規則について、必要に応じて廃止に向けた働き掛けを行うなどの調整をすること。
2、自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容の広報啓発
自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容に関し、自転車利用者への声かけ等による周知のみならず、酒類を提供する事業所や店舗、携帯電話事業会社等関係機関・団体等と連携した広報啓発に努めること。
3、ペダル付き原動機付自転車に係る交通事故・違反の防止対策の推進
いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる行為は、本来の用い方であり、法上、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確にする（こと）とした（法第2条（2）面（二））

る旅客自動車運送事業の用に供する自動車当該業務に従事するものその他政令で定める自動車を除く）と同乗する行為といった飲酒運転を助長する行為について、も、自動車等の酒気帯び運転であった場合と異なり、当該飲酒運転が自転車の酒気帯び運転であった場合は、不可罰とされている。しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）
エ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）

第3、留意事項

1、公安委員会規則の改正
自転車の運転中における携帯電話使用等については、全ての公安委員会規則において禁止されていること、改正法の施行により、自転車の運転中における携帯電話使用等が法で禁止されることとなることから、同行の禁止に係る規定が設けられている公安委員会規則について、必要に応じて廃止に向けた働き掛けを行うなどの調整をすること。
2、自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容の広報啓発
自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容に関し、自転車利用者への声かけ等による周知のみならず、酒類を提供する事業所や店舗、携帯電話事業会社等関係機関・団体等と連携した広報啓発に努めること。
3、ペダル付き原動機付自転車に係る交通事故・違反の防止対策の推進
いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる行為は、本来の用い方であり、法上、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確にする（こと）とした（法第2条（2）面（二））

る旅客自動車運送事業の用に供する自動車当該業務に従事するものその他政令で定める自動車を除く）と同乗する行為といった飲酒運転を助長する行為について、も、自動車等の酒気帯び運転であった場合と異なり、当該飲酒運転が自転車の酒気帯び運転であった場合は、不可罰とされている。しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）
エ、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設すること（法第117条の2の2及び第117条の3の2）